

省略

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第187号

令和3年3月9日火曜日 第187号

	マ州3年3月3日次曜	EI	寿10/ 写				
	♦	目	次	\$			
		規	則				
原子爆弾被爆者	に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正す	する規				(健	♪ ♪康増進課) 212
		告	示			•	-
	- N7 4m	_					
	の通知						
	に係る図書の写しの縦覧					*	,
	の就退任の届出(2件) 理の方法について						
	達の方法にういて					,	
	る工事の完了					•	,
	(県道落合久万線)						
	の届出					*) 215
7472247							
		規	則				
○愛媛県規則第4	묵						
原子爆弾被爆者	に対する援護に関する法律施行細則の一部を	を改正	Fする規則を	キ次のように定	"める。		
令和3年3月	9 日				•		
						 E 前	
# - 4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		##	₩	[4日/笠·2夕			
- (2条関係) 被爆者一般疾病医療機関指定申	丽昔		-	-	者一般疾病医療機関	
•	その1)・様式第1号(その2) 省略			- (,	1号(その2) 省	当 吨合
様式第1号(- -	€03) 		禄 式	;第1号(その ————	<u> </u>		
i	被爆者一般疾病医療機関指定申請書			被爆	者一般疾病医	療機関指定申請書	
(:	介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u> 用)			(介護	老人保健施設	:用])
省略			省	佫			
介護老人保健	t施設「省略		介言	護老人保健施設	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		
介護医療			71.5	19.67 不足地。	<u> </u>		
<u>(該当するも</u>							
印で囲んで	<u>たくだ</u> 						
<u>さい。)</u>							
省略	•		省日	烙			
介護保険法(平成9年法律第一省略					省略	
	条第1項の規定						
による許可の			<u>介</u>	護保険法 (平成	┆9年法律第		
			12:	3号)第94条第	- 1 項の規定		
<u>(有</u>	<u>**)</u>		<u>-</u>	よる許可の有無			
介護保険法第	107条第1項の			有 無)	_		
規定による許	可の有無			13 700 /	-		
(有	無)						
1	1		i i I			1	1

省略

注 省略

樣式第2号(第2条関係) 居住地変更届(県外転入用)

省略			
(3/1)	がな)	生年	年月日
氏	名	月日	<u> </u>
省略			

者証・第二種健康診断受診者証)再交付申請書

省略			
(1511)	がな)	生年	年 月 日
氏	名	月日	<u>+ 7 D</u>
省略			

樣式第5号(第2条関係) 手当証書再交付申請書

省略					
(15/1)	がな)	生年	年	月	П
氏	名	月日	<u>+</u>	H	<u>日</u>
省略					

注 省略

樣式第7号(第3条関係) 被爆者一般疾病医療機関変更届 様式第7号(その1)・様式第7号(その2) 省略 様式第7号(その3)

被爆者一般疾病医療機関変更届					
(介護老	人保健施設 <u>又は介護医療院</u> 用)				
省略					
介護老人保健施設	省略				
又は介護医療院					
介護老人保健施設	省略				
又は介護医療院の					
開設者					
省略					

注 省略

樣式第2号(第2条関係) 居住地変更届(県外転入用)

省略							
(ふりがな)	4	生年	在	月	Я	性別	男・女
氏 名		月日	#	Н		<u>1 土 加</u>	<u> 五・女</u>
省略							

注 省略

樣式第4号(第2条関係) 被爆者健康手帳(第一種健康診断受診 │**様式第4号**(第2条関係) 被爆者健康手帳(第一種健康診断受診 者証・第二種健康診断受診者証)再交付申請書

省略								
(ふり 氏	がな) 名	生年 月日	<u>年</u>	月	日	<u>性別</u>	男	<u>・女</u>
省略								

樣式第5号(第2条関係) 手当証書再交付申請書

省略								
(ふりがた 氏	ì) 名		生年 月日	<u>年</u>	月	日	<u>性別</u>	男・女
省略								

注 省略

樣式第7号(第3条関係) 被爆者一般疾病医療機関変更届 様式第7号(その1)・様式第7号(その2) 省略 様式第7号(その3)

被爆者一般疾病医療機関変更届					
(介護老	人保健施設用)				
省略					
介護老人保健施設	省略				
介護老人保健施設	省略				
開設者					
省略					

注 省略

附 則

(施行期日)

注 省略

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)様式第 1号(その3)、様式第4号及び様式第5号の規定による申請書は、改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則様式第 1号(その3)、様式第4号及び様式第5号の規定による申請書とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある旧規則様式第1号(その3)、様式第2号、様式第4号、様式第5号及び様式第7号(その3)の規定によ る書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

-	_
*	亦
_	73

○愛媛県告示第237号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国 道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 令和2年8月20日から

令和3年2月26日まで

3 作業地域 国道11号 新居浜市上泉町、外山町、東田二丁目、 国領一丁目、船木 国道11号バイパス 西条市下島山地区

- 111. - 111 - 111. - 111 - 111. - 111. - 111. -

○愛媛県告示第238号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年3月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第239号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、東温市樋口土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年3月9日

愛媛県中予地方局長 東 公弘

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	黒河	満樹	東温市樋口774番地 1	

○愛媛県告示第240号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 東温市松瀬川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出が あった。

令和3年3月9日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

退任

役員の種類	氏	名	住	所
監事	仙波	昭 一	東温市松瀬川508番地	

○愛媛県告示第241号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月9日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の 名称 又 は 種 類	河	Л	管	理	施	設	Ø	位	置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川権現川水系 権現川	権現川右岸堤防	松山市福角町甲589番1地先から松山市福角町甲602番1地先まで						道路管理者 松山市長 松山市二番町四丁目7番地2			

2 管理の内容

(1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持または修繕

- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧
- 3 管理の期間

令和3年3月9日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第242号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種	揰類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	松	·山川内	線	東温市志津川字町筋甲1504番 1 地先から 同字甲611番 4 地先まで						令和 3 年 3 月10日	

○愛媛県告示第243号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年3月9日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2 中局建(開)第43号 令和3年3月1日	伊予市尾崎字天神下36番 1、37番 1	今治市東鳥生町三丁目 1 番48号 丸 山 要

○愛媛県告示第244号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和3年3月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧·新 別	敷地の幅員	延長	備考
		上浮穴郡久万高原町前組1115番地先から 同町前組1114番 1 地先まで	旧	メートル 42~143	キロメートル 0.097	
県道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町前組1115番2から 同町前組1114番3まで	新	12 .7 ~ 49 .9	0 .097	
-	冷口人刀線	上浮穴郡久万高原町前組2673番地先から 同町直瀬乙691番 2 地先まで	旧	7 8 ~ 35 0	0 .072	
		上浮穴郡久万高原町前組1212番4から 同町直瀬乙691番6まで	新	7 8~39 0	0 .072	

○愛媛県告示第245号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 令和3年3月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類		診療科:	名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日		
視	覚	障	害	眼	科	市立宇和島病院	田原壮一朗	宇和島市御殿町1番1号	令和 3年3月1日

○愛媛県告示第246号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 令和3年3月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類診療	病院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
視 覚 障 害 眼	科 国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	廣畑俊哉	東温市志津川	令和 3年2月2日

令和3年3月9日 発行 215